

株式会社タカハシ カレットセンター水走工場

新設事業に係る環境影響評価

事後調査計画書

令和 8 年 1 月

株式会社 タカハシ



## -目 次-

1.	事業者の氏名及び住所 .....	1
2.	対象事業の名称 .....	1
2-1	対象事業の名称 .....	1
3.	対象事業及び環境保全対策の実施予定 .....	1
3-1	事業概要 .....	1
3-2	工事計画の概要 .....	8
3-3	環境保全対策の実施予定 .....	12
4.	事後調査の方法 .....	16
5.	事後調査の結果の記載様式 .....	20
5-1	工事の実施 .....	20
5-1-1	建設作業騒音・振動 .....	20
5-1-2	道路交通騒音・振動 .....	21
5-1-3	工事関連車両の交通量 .....	22
5-2	施設の存在・供用時 .....	23
5-2-1	大気質 .....	23
5-2-2	騒音・振動・低周波音 .....	24
5-2-3	道路交通騒音・振動 .....	26
5-2-4	事業関連車両の交通量 .....	28
5-2-5	悪臭 .....	29
6.	事後調査報告書の提出時期 .....	30

### 参考資料(変更の概要)

評価書からの事業計画等の主な変更点.....参-1~4



## 1. 事業者の氏名及び住所

事業者の名称 : 株式会社タカハシ

代表者の氏名 : 高橋 雅子

主たる事務所の所在地(石切工場) : 東大阪市中石切町6丁目2-2

## 2. 対象事業の名称

### 2-1 対象事業の名称

株式会社タカハシ カレットセンター水走工場新設事業

## 3. 対象事業及び環境保全対策の実施予定

### 3-1 事業概要

#### (1) 対象事業の目的

我々の日常は便利で物質的に豊かな生活が享受できる一方、その生活様式が地球環境に大きな負担を与えている。こうした大量生産・大量消費社会において、限られた資源を有効に活かし、「持続可能な社会」に変えていく努力を続けていくことは、我々に課せられた義務である。

現在は「持続可能な社会」の実現を目指すために、持続可能な開発目標 SDGs(Sustainable Development Goals)を達成することが国際社会において、共通の目標となっている。

その中で、目標12【持続可能な消費と生産】は持続可能な消費生産形態を確保することを目標にしており、循環型社会においては、3R(Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル))を行うことが重要になってくる。

日本では、家庭ごみの年間排出量は約3000万トンであり、その内の容積比で約6割は容器包装と言われている。この容器のごみを減らすことがSDGsを達成する上で必要になってくると私たちは考えている。

そこで注目されているのがガラスびんの再利用である。ガラスびんは、「資源の再利用」について非常に優れた容器であり、一升びんやビールびんは再使用(Reuse)され市場に戻り、再使用されないびんも、再利用(Recycle)され、再びガラスびんの原料となる。

加えて、設計・生産技術の進歩によって、ガラスびんが軽量化され、輸送に伴うエネルギー消費量の削減、CO<sub>2</sub>排出量の低減にもなっている。製びん工場も以前は珪砂、石灰石、ソーダ灰等の天然原料主体の製びん工程だったが、近年の省エネの意識の高まりによって製造に必要なエネルギーが少なくてすむカレット(使用済みのガラスびんから異物を取り除き、碎いたもの)の使用率が上昇し、現在ではカレットが主原料となっている。

本事業は、一般廃棄物として収集された”ガラスびん”から、キャップやラベルなどのプラスチック、石や陶磁器、板ガラスや耐熱ガラスといった性質の違うものを取り除き、ガラスびん原料のカレットの製造を行うものであり、本事業の実施により、資源循環型社会に貢献し「持続可能な消費と生産」の実現を促すものである。

## (2) 対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項」に規定するごみ処理施設の設置の事業

## (3) 事業の実施場所

事業計画地は、東大阪市水走4丁目7-16(図 3-1 (1)～(2) 参照)であり、用途地域は工業地域である。

また、最も近い住居等の保全物件は、東大阪市西石切 7 丁目のマンションであり、事業計画地からは南南東方向へ 250m の位置である。

## (4) 施設計画の概要

事業計画地の図面は、図 3-2 (1)～(3) に示すとおりである。

本事業の施設の種類、処理能力、建屋規模、敷地面積及び廃棄物の種類等は、下記のとおりである。

- ・施設の種類：ガラスくずの破碎・選別施設
- ・処理能力：25.0t/h × 24 時間 = 600t/日
- ・建屋規模：629 m<sup>2</sup>(高さ約 26.3m)
- ・敷地面積：1064 m<sup>2</sup>
- ・廃棄物の種類：ガラスくず(市町村等が回収した一般家庭のガラスびん)
- ・稼働時間：24 時間/日
- ・休止日：なし
- ・季節的な変動の有無：無

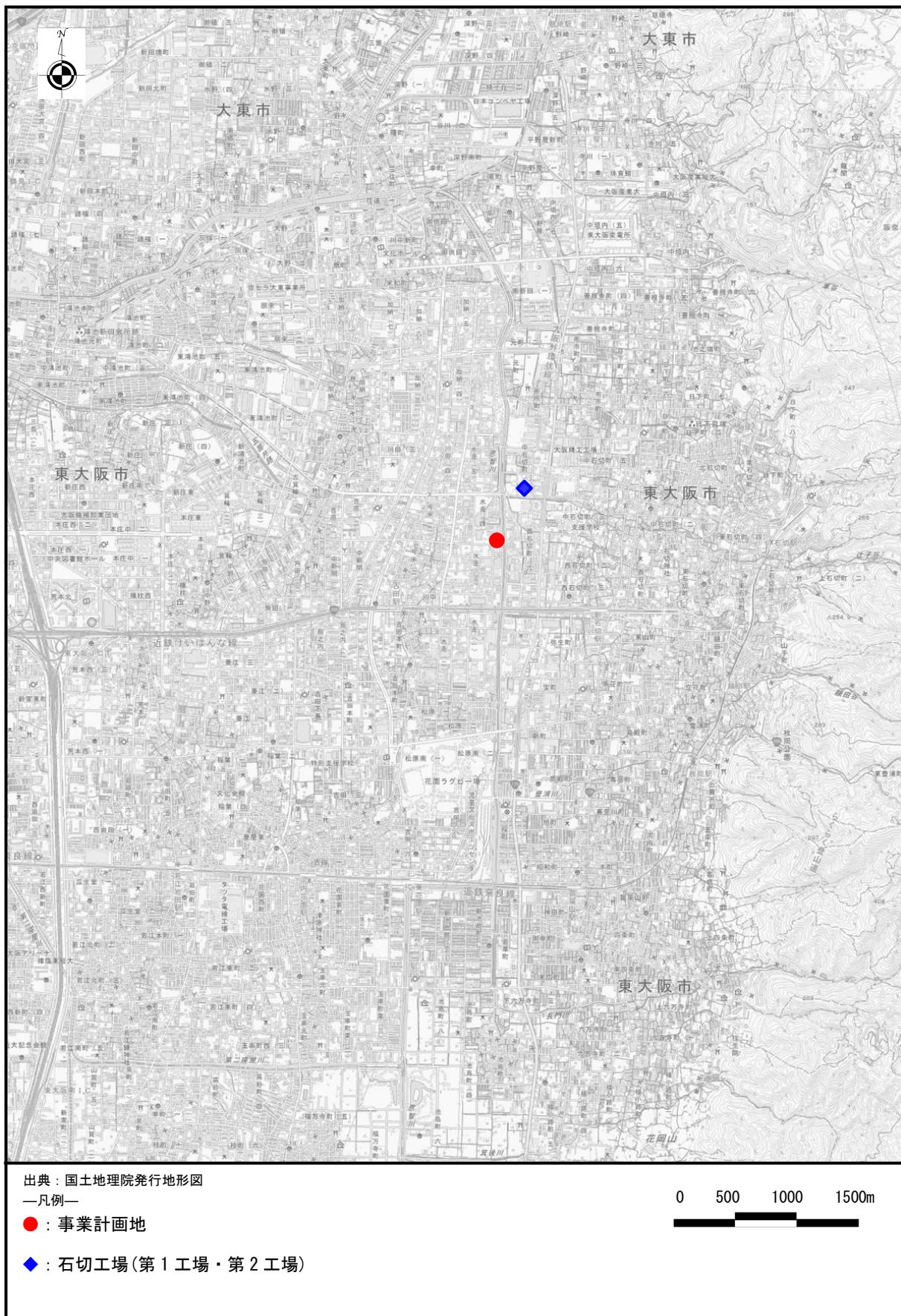
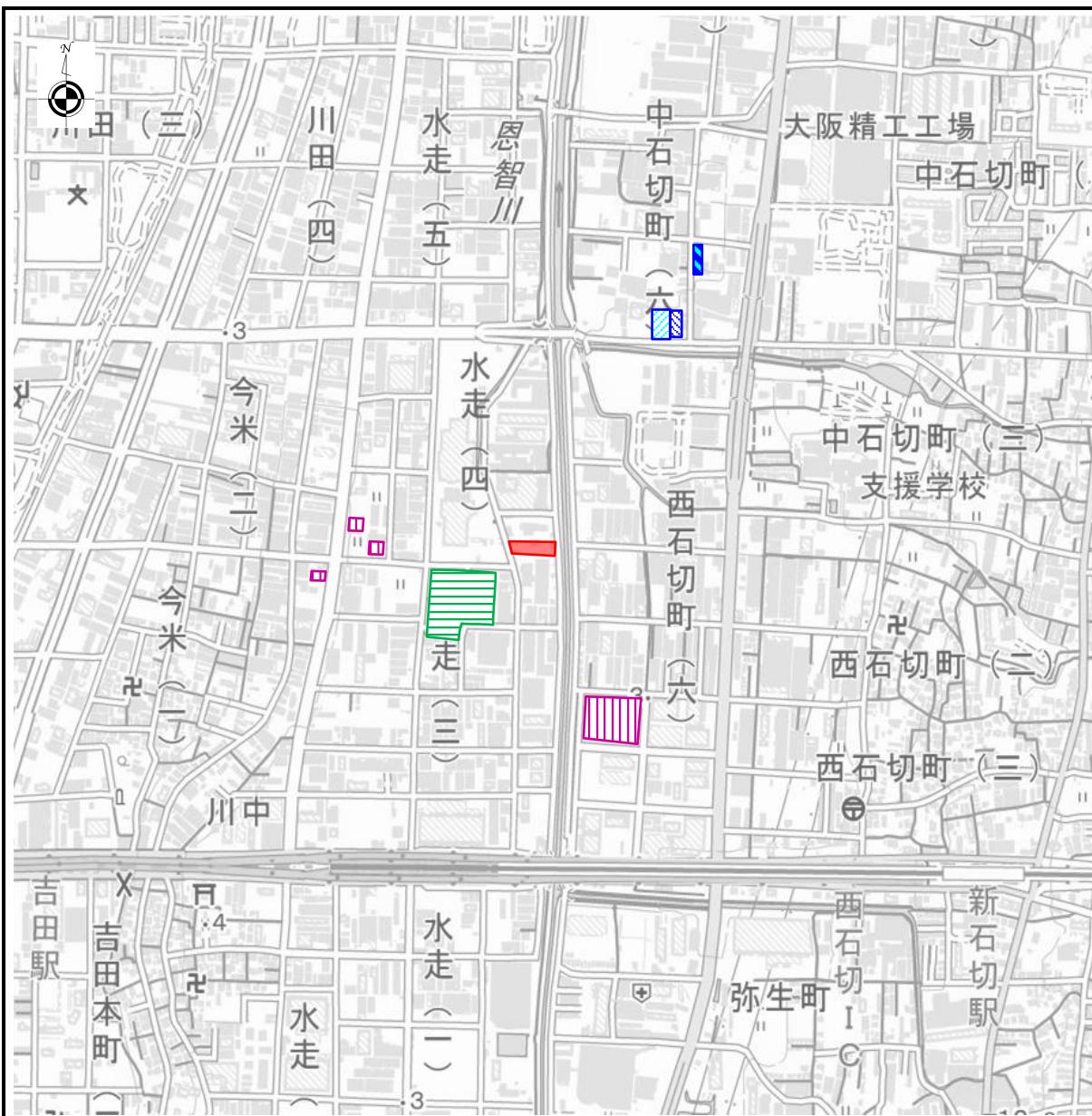


図 3-1 (1) 事業計画地の位置(広域)



出典：国土地理院ウェブサイト

—凡例—

■：事業計画地

■：石切第1工場

■：石切第2工場

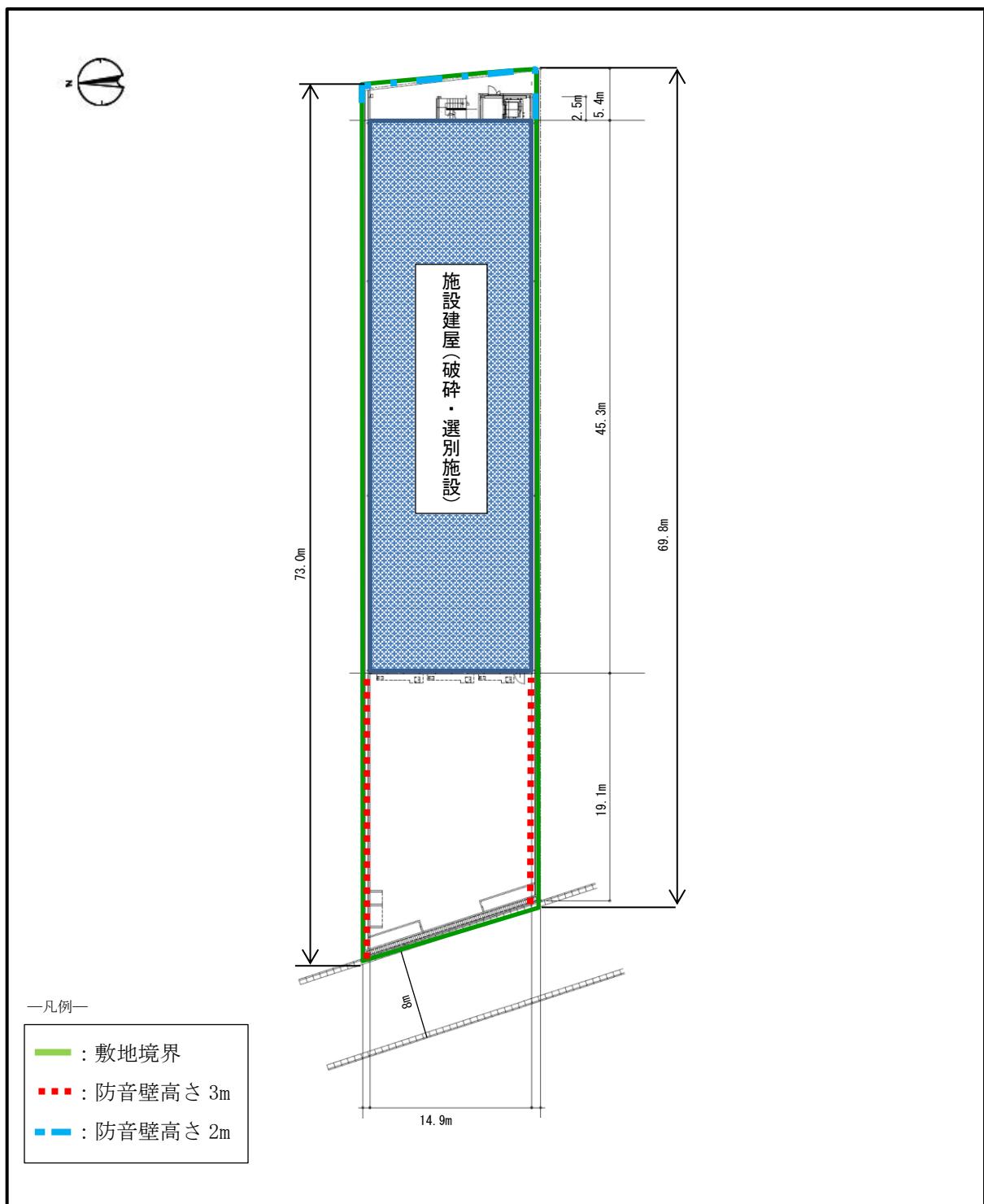
■：専用駐車場

■：水走公園

■：住居等の保全物件

0 100 200 300m

図3-1(2) 事業計画地の位置(詳細)



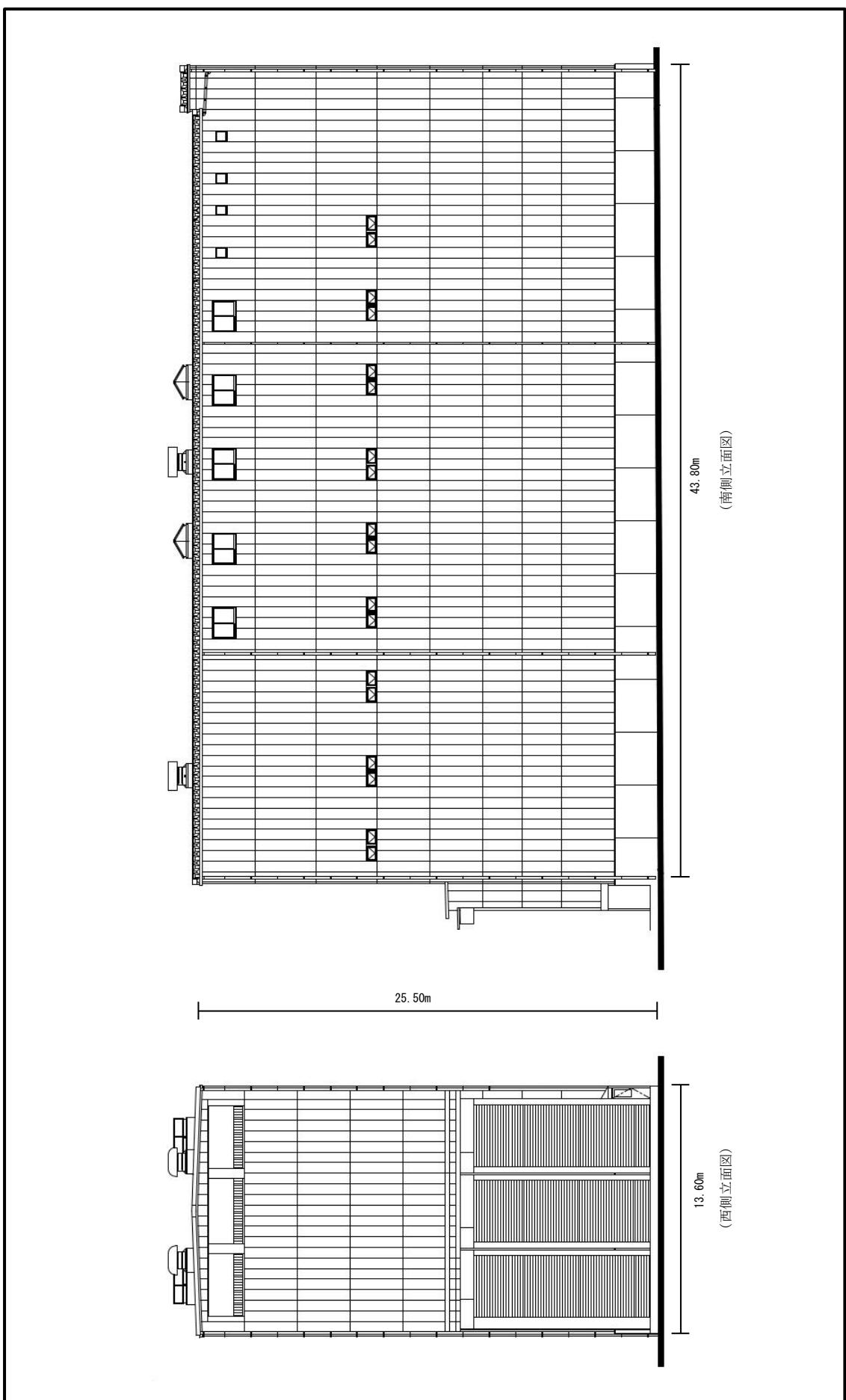


図 3-2 (2) 施設建屋立面図-1(西・南立面)

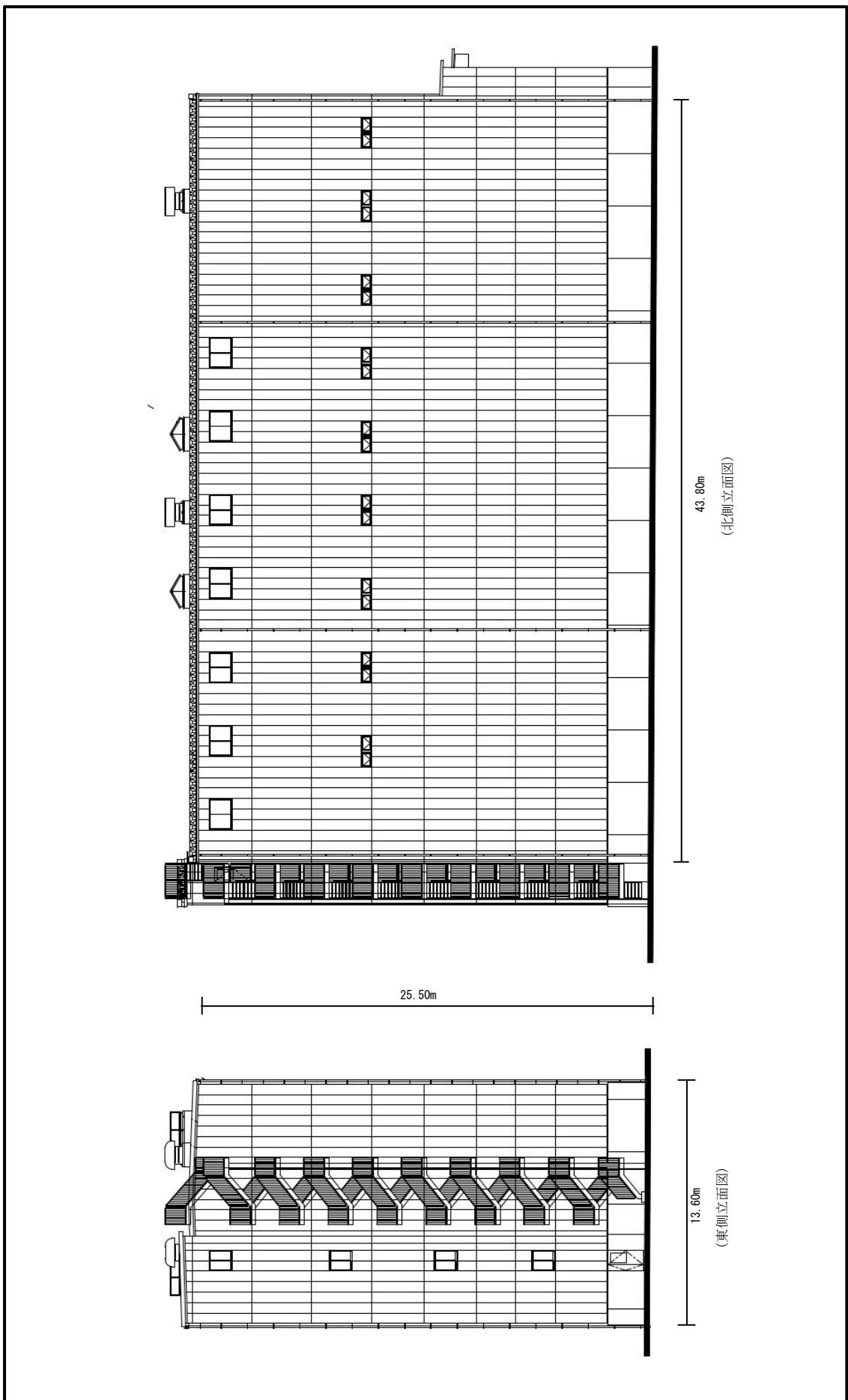


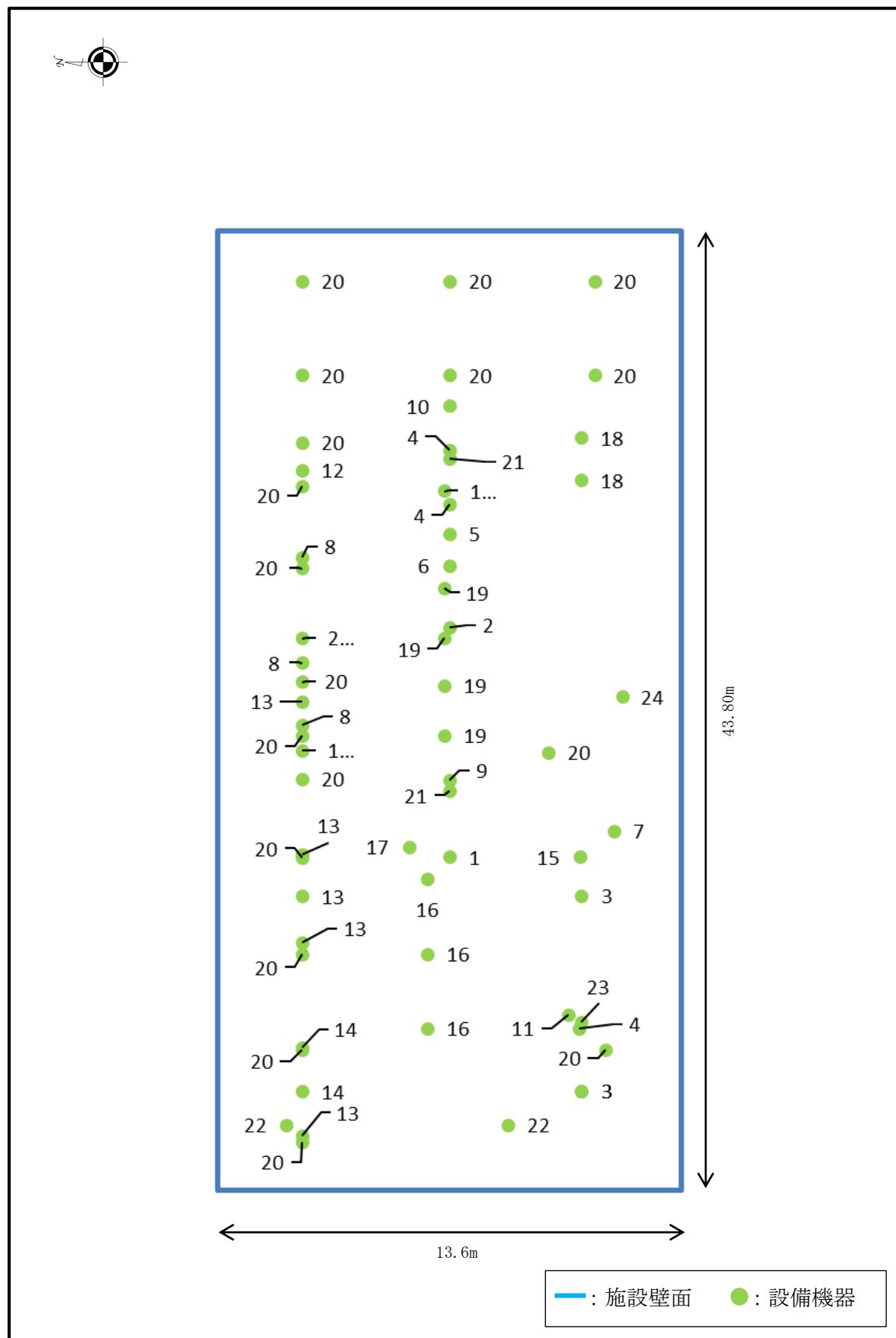
図 3-2 (3) 施設建屋立面図-2(東・北立面)

## (5) 設備計画

施設の設備概要は表 3-1 に、設備機器の位置は図 3-3 (1)～(2) に示すとおりであり、設備は全て建屋の中に配置する計画である。

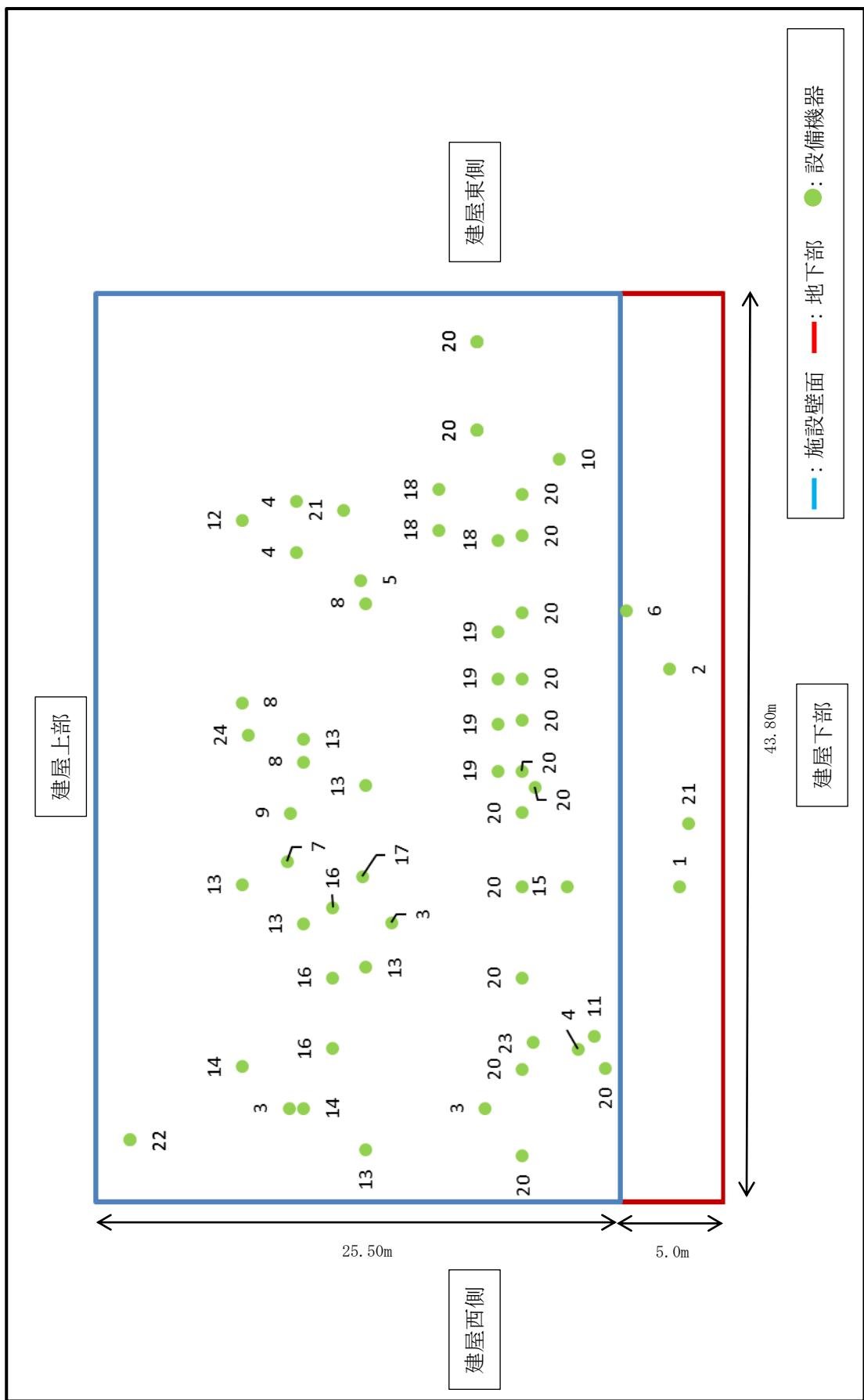
表 3-1 施設の設備概要

番号	設備名	規格	台数
1	グリズリフィーダー	5.5kW	1
2	解碎機(A)	7.5kW×2 台	1
3	クリーニングドラム	18.5kW	3
4	風力選別機 A	2.7kW	3
5	光学式選別機 A	6.0kW	1
6	振動フリイ機 A	4.8 kW×2 台	1
7	解碎機(B)	2.2 kW×2 台	1
8	光学式選別機 B	6.0kW	3
9	風力選別機 B	9.0kW	1
10	振動フィーダーA	1.2kW×2 台	1
11	振動フィーダーB	0.4kW×2 台	1
12	光学式選別機 C	6.0kW	1
13	光学式選別機 D	6.0kW	6
14	光学式選別機 E	6.0kW	2
15	サイクロン	11kW	1
16	集塵機 A	22kW	3
17	アルミ選別機	2.2kW + 7.5kW	1
18	集塵機 B	7.5kW + 0.4kW	3
19	集塵機 C	11kW + 0.4kW	4
20	振動フィーダーC	0.75kW×2 台	30
21	振動フィーダーD	1.5kW×2 台	2
22	コンプレッサー	75kW	2
23	振動フリイ機 B	3.7 kW×2 台	1
24	振動フリイ機 C	5.5 kW×2 台	1



注)図中の1~24は、表3-1の番号に対応している。

図3-3(1) 設備機器の位置(平面図)



注) 図中の 1~24 は、表 3-1 の番号に対応している。

図 3-3 (2) 設備機器の位置(断面図)

### 3-2 工事計画の概要

工事計画の概要は、表3-2に示すとおり、第1期工事から第3期工事までを予定している。

本事業の供用は、第1期工事の完了後に供用開始する。第2期及び第3期工事では出荷するカレットの種類を増やすのみであり、色の選別をするための機械(選別機)を増設する計画のため、処理能力の変化はない。

したがって、施設の建設に関する工事は、造成工事及びプラント工事 第1期となり、施設の建設に係る工期は21か月(1年9か月)となる。

表3-2(1) 全体工事工程表

工種	年月	1年次												2年次												3年次以降				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24					
		2026年												2027年												2028年				
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2					
造成工事																														
プラント工事 第1期																														
移設工事 第2期																														開始より 24~60か月
移設工事 第3期																														開始より 36~60か月

注)第2期では、選別機を石切工場第2工場から移設・供用し、第3期では、選別機を石切工場第1工場から移設・供用する計画である。

表3-2(2) 建設機械等の月別台数(造成及びプラント工事)

(単位:台/月)

重機	年月	月次(月)	1年次												2年次												
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
			2026年												2027年												
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
建設機械	バッックホウ		15	15	0	20	20	20	0	10	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アースオーカー		0	0	0	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	発電機		0	0	0	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	アスファルトフィニッシャー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	振動ローラー		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
工事関連車両	トレーラ		0	0	0	10	10	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	トラック		0	5	3	10	10	0	10	5	20	10	5	5	5	0	0	10	10	10	10	10	10	0	0		
	コンクリートミキサー車		0	10	0	0	0	0	0	40	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	コンクリートボンボン車		0	2	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ラフテレーンクレーン		0	0	2	20	20	0	10	2	10	5	2	0	2	0	0	10	10	10	10	10	10	0	0		
	ダンプトラック		20	5	0	20	20	50	0	20	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	通勤車両		20	20	10	30	30	15	15	30	25	25	15	25	20	20	20	30	30	30	30	30	30	20	0	0	
総計			55	57	15	150	150	85	35	111	55	40	24	30	27	42	39	50	50	50	50	50	50	20	0	0	

### 3-3 環境保全対策の実施予定

#### (1) 工事の実施に係る環境保全対策の実施予定

工事の実施に係る環境保全対策の内容は、表3-3(1)～(2)に示すとおりである。

表3-3(1) 工事の実施に係る環境保全対策の内容

環境項目	環境保全対策の内容
工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械は、作業中の不要な空ぶかし等を禁止するとともに、工事関連車両はアイドリングストップの徹底を指導する。</li> <li>また、建設機械の稼働位置は、事業計画地周辺への影響を低減するよう配慮する。</li> <li>・建設工事時における粉じんの飛散防止のため、事業計画地の敷地境界には万能鋼板等(高さ3m)を設置する。</li> <li>・事業計画地内には適宜散水を行い、土砂の巻き上げや粉じんの飛散防止に努めるとともに事業計画地外に出る車両は、出口においてタイヤを洗浄した後に退場する。</li> <li>・建設機械が1カ所に集中しないよう適切な配慮を行う。</li> <li>・工事関連車両の運行及び建設機械の稼働は、短期に集中することのないよう適切な工事計画を立てるとともに、工事車両及び建設機械は十分な点検・整備を行う。</li> <li>・工事関連車両は、可能な限り幹線道路を使用し、生活道路は通行しない。</li> <li>また、運行効率の向上、過積載の禁止、走行速度の徹底等工事関係者に指導する。</li> <li>・工事関連車両の運行に当たっては、可能な限り最新の自動車排出ガス規制適合車を使用するよう工事関係者に呼びかけるほか、急発進、急加速を避けるなどのエコドライブを指導する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械は、低騒音型の機械を使用するとともに、工法及び作業時間帯への配慮を行う。</li> <li>・建設機械の稼働は、短期に集中しないよう適切な工事計画を立てるとともに、建設機械は十分な点検・整備を行い、適正運行、適正稼働に努める。</li> <li>・事業計画地の敷地境界には、万能鋼板等(高さ3m)を設置することにより騒音による影響を低減する。また、建設機械の稼働位置等は、事業計画地周辺への騒音の影響を低減するよう配慮する。</li> <li>・工事関連車両の運行は、短期に集中しないよう適切な工事計画を立てるとともに、工事関連車両は十分な点検・整備を行い、適正運行、適正稼働に努める。</li> <li>・工事関連車両の駐停車時はアイドリングストップの徹底を指導する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械は、低振動型の機械を使用するとともに、工法及び作業時間帯への配慮を行う。</li> <li>・建設機械の稼働は、短期に集中しないよう適切な工事計画を立てるとともに、建設機械は十分な点検・整備を行い、適正運行、適正稼働に努める。</li> <li>・建設機械の稼働位置等は、事業計画地周辺への振動の影響を低減するよう配慮する。</li> <li>・工事関連車両の運行は、短期に集中しないよう適切な工事計画を立てるとともに、工事関連車両は十分な点検・整備を行い、適正運行、適正稼働に努める。</li> <li>・工事関連車両の駐停車時はアイドリングストップの徹底を指導する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の実施に伴い、汚染土壤が確認された場合は、「汚染土壤の運搬に関するガイドライン(改訂第4.2版)」(令和6年4月)第6章「法対象外の基準不適合土壤の適正な運搬・処理について」に基づき、適正な対応を講じる。</li> <li>・事業計画地外へ土砂を搬出する場合は、関係法令を遵守し、適正に処理・処分を行う。</li> </ul>
人と自然との 触れ合いの 活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画地内には適宜散水を行い、土砂の巻き上げや粉じんの飛散防止に努めるとともに事業計画地外に出る車両は、出口においてタイヤを洗浄した後に退場する。</li> <li>・工事関連車両の運行及び建設機械の稼働は、短期に集中することのないよう適切な工事計画を立てるとともに、工事車両及び建設機械は十分な点検・整備を行う。</li> <li>・工事関連車両は、可能な限り幹線道路を使用し、生活道路は通行しない。</li> <li>また、運行効率の向上、過積載の禁止、走行速度の徹底等工事関係者に指導する。</li> <li>・工事車両等の駐停車時はアイドリングストップの徹底に努めることとする。</li> <li>・交通法規の遵守は基より、事業計画地の出入り口へ交通誘導員を配置することにより、円滑な交通と通行者の安全の確保に努める。</li> </ul>

表 3-3 (2) 工事の実施に係る環境保全対策の内容

環境項目	環境保全対策の内容
工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に伴う発生土は、可能な限り土量バランスを図り、削減する。</li> <li>・工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努めるとともに、これらが困難な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行うこととし、工事施工業者に対する指導を徹底する。</li> <li>・建設廃棄物は、収集運搬、処理業者を厳選し、適正処理に努める。また、運搬にあたっては、ダンプトラックに覆蓋をする等、堆積物の飛散防止を指導する。</li> <li>・建築資材は、可能な限り省梱包、無梱包とし、廃棄物の発生抑制に努める。</li> <li>・躯体工事で発生するコンクリート塊、鉄筋、仕上工事で発生する段ボール、金属類、石膏ボードは、全て分別して排出する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関連車両の運行に当たっては、可能な限り最新の自動車排出ガス規制適合車を使用するよう工事関係者に呼びかけるほか、急発進、急加速を避けるなどのエコドライブを指導する。</li> <li>・建設機械は、作業中の不要な空ぶかし等を禁止するとともに、工事関連車両等はアイドリングストップの徹底を指導する。</li> <li>・工事関連車両の運行及び建設機械の稼働は、短期に集中することのないよう適切な工事計画を立てるとともに、工事車両及び建設機械は十分な点検・整備を行う。</li> <li>・工事関連車両は、可能な限り幹線道路を使用し、生活道路は通行しない。また、運行効率の向上、過積載の禁止、走行速度の徹底等工事関係者に指導する。</li> </ul>

## (2) 施設の存在及び施設の供用に係る環境保全対策の実施予定

施設の存在及び施設の供用に係る環境保全対策の内容は、表3-4(1)～(2)に示すとおりである。

表3-4(1) 施設の存在及び施設の供用に係る環境保全対策の内容

環境項目	環境保全対策の内容
施設の存在及び施設の供用	<p>大気質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収したガラスびんは、建屋内で受入れ、保管、処理及び搬出を行うため、外部へ粉じんを飛散させない。</li> <li>また、処理前後の保管は、必要に応じてシート等で粉じんの飛散防止に努める。</li> <li>・建屋内で特に粉じんが発生すると考えられる車両出入口は、必要に応じて散水を行う。</li> <li>・処理過程において粉じんの発生が懸念される機器には局所散水装置に加えて振動フィルム機、振動フィーダー、選別機付近に屋内排気型の集塵機(バグフィルター型)を設置して粉じんの飛散防止に努める。</li> <li>・事業関連車両は、整備・点検を適正に行うとともに、制限速度の遵守及びアイドリングストップ、適正走行の周知徹底を図り、道路沿道等における大気環境への影響の低減に努める。</li> <li>・事業関連車両の運行に当たっては、可能な限り最新の自動車排出ガス規制適合車を使用する。</li> <li>また、今後、技術開発が進む電動化なども視野に入れ、可能な限り最新の技術動向を踏まえた自動車排出ガス対策を実施する。</li> </ul>
	<p>騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント全体を建屋内に納める施設配置とし、設置する設備は低騒音型を使用する。</li> <li>・建屋壁面には、ALC板100mmを計画しているが、特に騒音の影響が大きいと考えられるグリズリフィーダー設置部周辺(地下部)に、吸音性の高い防音材を設置し、騒音の低減に努める。</li> <li>・設備機器、事業関連車両は、整備・点検、適正な運転管理を行うことにより、騒音の発生を低減するよう努める。</li> <li>・荷下ろし・積込みは建屋内で行い、建屋の西側敷地境界には高さ3m、東側敷地境界には高さ2mの防音壁を設置する。</li> <li>・大きな騒音の発生が懸念される機器は、その発生を抑えた機器の採用や共振に留意する等の対策を行う。</li> <li>・建屋構造の環境配慮として、「壁面及び天井の材質による透過損失」及び「クールファンからの回折効果」の影響が最も小さい案を採用する。</li> <li>・騒音に及ぼす影響を軽減するため、事業関連車両は、可能な限り幹線道路を使用し、生活道路は通行しない。</li> <li>また、廃棄物持込業者に対して、予め設定した走行ルートを通行するよう指示し、交通規則の遵守、不必要的アイドリングの禁止等、運転者に適正走行の周知徹底を図る。</li> <li>・事業関連車両の走行が、特定の日や時間帯に集中することがないよう運行管理を行う。また、周辺道路で入場待機がないように管理を徹底する。</li> <li>特に夜間及び早朝の事業関連車両の走行は、周辺環境への影響を考慮し、当初計画における夜間から早朝にかけて走行する台数の約20%を昼間へシフトする。</li> <li>・事業関連車両は、整備・点検、適正な運転管理を行うことにより、騒音の発生を低減するよう努める。</li> </ul>

表3-4(2) 施設の存在及び施設の供用に係る環境保全対策の内容

環境項目	環境保全対策の内容
施設の存在及び施設の供用	<p>振動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置する設備は、低振動型を使用する。</li> <li>・振動フリイ機やグリズリフィーダー等の振動の発生が懸念される機器は、強固な基礎や防振スプリング等の適切な防振対策を施す。</li> <li>・設備機器は、整備・点検、適正な運転管理を行うことにより、振動の発生を低減するよう努める。</li> <li>・大きな振動の発生が懸念される機器は、その発生を抑えた機器の採用や共振に留意する等の対策を行う。</li> <li>・振動に及ぼす影響を軽減するため、事業関連車両は、可能な限り幹線道路を使用し、生活道路は通行しない。 また、廃棄物持込業者に対して、予め設定した走行ルートを通行するよう指示し、交通規則の遵守、不必要的アイドリングの禁止等、運転者に適正走行の周知徹底を図る。</li> <li>・事業関連車両の走行が、特定の日や時間帯に集中することがないよう運行管理を行う。 また、周辺道路で入場待機がないように管理を徹底する。</li> <li>・特に夜間及び早朝の事業関連車両の走行は、周辺環境への影響を考慮し、夜間から早朝にかけて走行する台数の約20%を昼間へシフトする。</li> <li>・事業関連車両は、整備・点検、適正な運転管理を行うことにより、振動の発生を低減するよう努める。</li> </ul>
	<p>低周波音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント全体を建屋内に納める施設配置とし、設置する設備は低騒音・低振動型を使用する。</li> <li>・振動フリイ機やグリズリフィーダー等の振動の発生が懸念される機器は、強固な基礎や防振スプリング等の適切な防振対策を施す。</li> <li>・設備機器は、整備・点検、適正な運転管理を行うことにより、低周波音の発生を低減するよう努める。</li> <li>・荷下ろし・積込みは建屋内で行い、建屋の西側敷地境界には高さ3m、東側敷地境界には高さ2mの防音壁を設置する。</li> <li>・大きな低周波音の発生が懸念される機器は、その発生を抑えた機器の採用や共振に留意する等の対策を行う。</li> </ul>
	<p>悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の受入から製品の保管の全てを建屋内で行い、施設は清掃を心掛け、必要に応じて防臭剤・防虫剤を散布し、悪臭の漏えい防止に努める。</li> <li>・自社の運搬車両等は、悪臭の漏洩を抑制するため、カバーを使用し、持ち込み業者についても同様の対策を要請する。</li> </ul>
	<p>人と自然との触れ合いの活動の場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業関連車両は、整備・点検を適正に行うとともに、制限速度の遵守及びアイドリングストップ、適正走行の周知徹底を図り、道路沿道等における大気環境への影響の低減に努める。</li> <li>・騒音及び振動に及ぼす影響を軽減するため、事業関連車両は、可能な限り幹線道路を使用し、生活道路は通行しない。また、廃棄物持込業者に対して、予め設定した走行ルートを通行するよう指示し、交通規則の遵守、不必要的アイドリングの禁止等、運転者に適正走行の周知徹底を図る。</li> <li>・事業関連車両の走行が、特定の日や時間帯に集中することがないよう、運行管理を行う。 また、周辺道路で入場待機がないように管理を徹底する。</li> <li>・事業計画地内の導線管理を十分に行い、交通渋滞・事故防止に努める。</li> </ul>
	<p>廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルミ等のリサイクル可能なものはリサイクルを徹底して行い、その他の選別残渣は、すべて発注者へ返却する。</li> <li>・事務所より排出される紙類は、可能な限り再利用に努める。</li> </ul>
	<p>地球環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業において温室効果ガスの排出の小さい空調設備採用など、可能な限り省エネルギー型機器の採用を検討する。</li> <li>・電力の調達は、現在も「実質的に二酸化炭素排出量がゼロ(CO<sub>2</sub>フリー)」の電力供給会社と契約を行っており、事業計画地でも同様の活動を継続的に推進する。</li> <li>・事業関連車両は、整備・点検を適正に行うとともに、制限速度の遵守及びアイドリングストップ、適正走行の周知徹底を図り、環境への影響の低減に努める。</li> <li>・設備機器、事業関連車両は、整備・点検、適正な運転管理を行う。</li> <li>・事業関連車両の走行が、特定の日や時間帯に集中することがないよう運行管理を行う。 また、周辺道路で入場待機がないように管理を徹底する。</li> </ul>

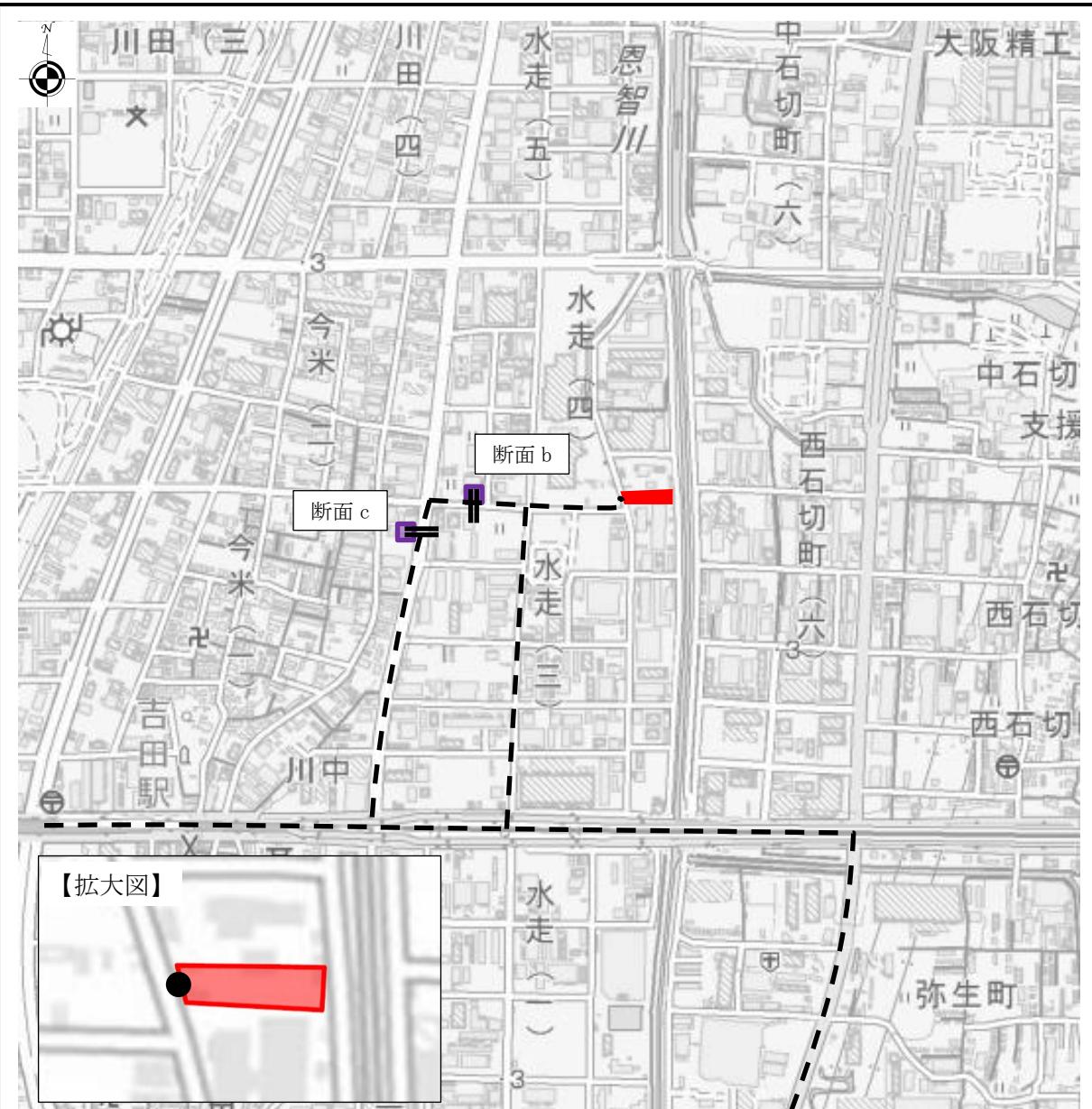
#### 4. 事後調査の方法

事後調査の項目、調査地点、調査時期及び調査の方法は、「株式会社タカハシ カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価書」(令和7年2月、株式会社タカハシ)「第9章 事後調査の方針」に基づき設定した。

工事の実施時は表4-1に、施設の存在・供用時は表4-2に示すとおりである。なお、評価書に記載の環境保全対策の実施状況及び知事意見に対する事業者等の見解についての実施状況も併せて把握し報告するものとする。

表4-1 事後調査の項目、調査地点、調査時期及び調査の方法(工事の実施時)

調査項目		調査地点及び範囲	調査時期及び頻度	調査方法
大項目	小項目			
騒音 振動	建設作業 騒音・振動	工事最盛期 調査は実際の工事計画を検討しながら、概ね予測対象とした工事時期を含めて適切に設定する。 1日 工事時間帯に測定	事業計画地敷地境界 1 地点 (工事状況に基づき決定)	騒音はJIS Z 8731、振動はJIS Z 8735に準拠
	道路交通 騒音・振動	工事最盛期 調査は実際の工事計画を検討しながら、概ね予測対象とした工事時期を含めて適切に設定する。 1日 工事時間帯に測定	事業計画地周辺の工事関連車両主要走行ルート 沿道 2地点 (予測地点：断b、断c)	騒音はJIS Z 8731、振動はJIS Z 8735に準拠
大気質 騒音 振動	大気質・騒音・振動に係る工事関連車両の交通量	工事最盛期 調査は実際の工事計画を検討しながら、概ね予測対象とした工事時期を含めて適切に設定する。 1日 工事時間帯に測定	事業計画地周辺の工事関連車両主要走行ルート 沿道 2地点 (予測地点：断b、断c)	調査地点及び事業計画地にてカウントもしくは搬入出記録等による集計



出典：国土地理院ウェブサイト

0 100 200 300m

—凡例—

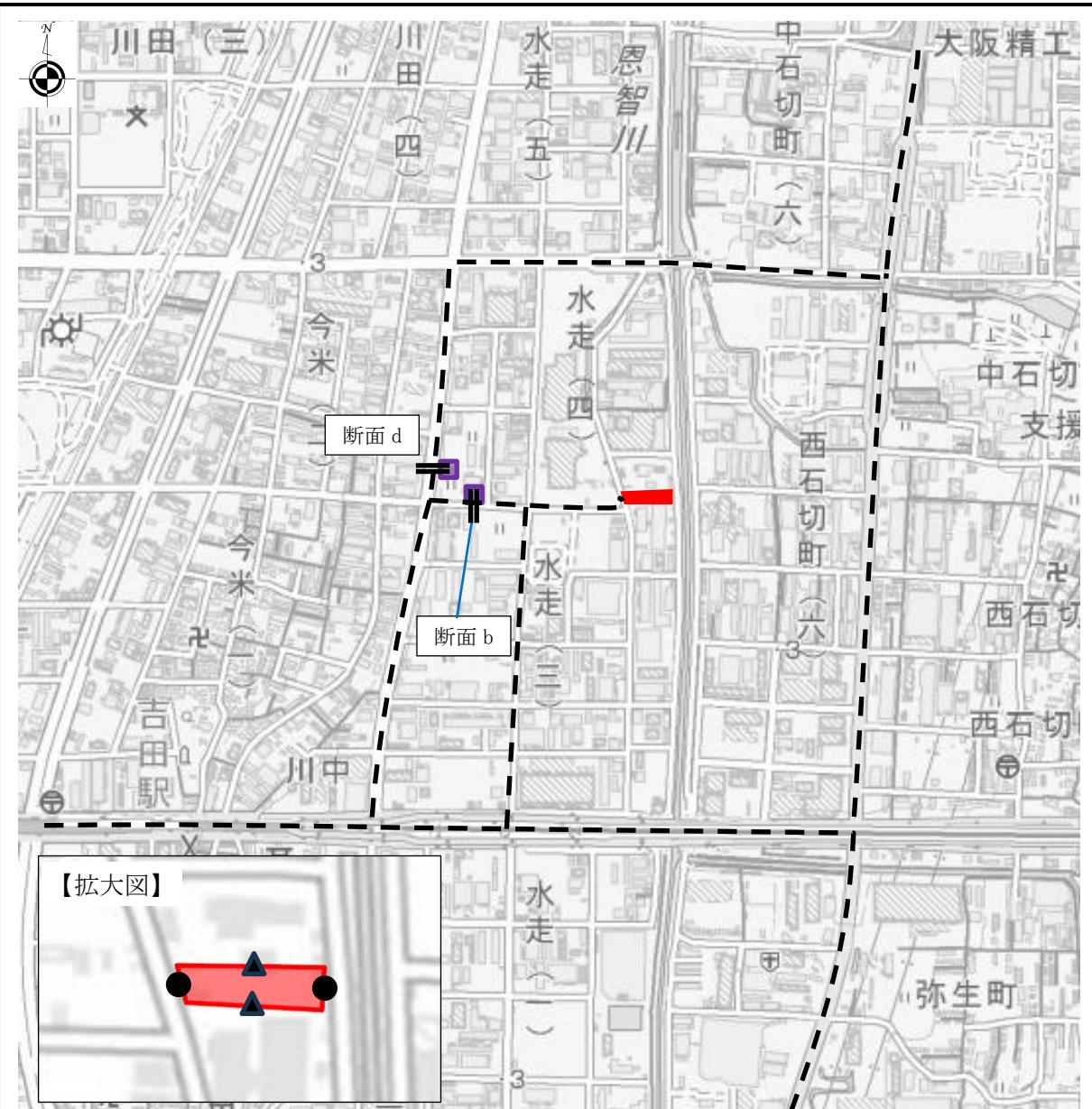
- : 調査断面 b, c
- : 事業計画地
- : 住居等の保全物件
- - - : 工事関連車両の走行ルート
- : 調査地点\*(騒音・振動)

\*実際の調査地点は、工事状況に基づき決定する。

図 4-1 現地調査地点(工事の実施時)

表4-2 事後調査の項目、調査地点、調査時期及び調査の方法(施設の存在・供用時)

調査項目		調査地点及び範囲	調査時期及び頻度	調査方法
大項目	小項目			
大気質	粉じん	施設供用後 定常時 平日・休日各1日 各昼間1回	事業計画地敷地境界付近 2地点	「有害大気汚染物質等測定方法マニュアル」に準用し、ハイボリウムエアサンプラーによる浮遊粉じん測定
騒音 振動 低周波音	施設騒音・振動	施設供用後 定常時 平日・休日各1日 24時間連続測定	事業計画地敷地境界付近 4地点	騒音はJIS Z 8731、振動はJIS Z 8735に準拠
	道路交通騒音・振動	施設供用後 定常時 平日・休日各1日 24時間連続測定	事業計画地周辺の関連車両主要走行ルート沿道 2地点 (予測地点：断b、断d)	騒音はJIS Z 8731、振動はJIS Z 8735に準拠
	低周波音	施設供用後 定常時 平日・休日各1日 24時間連続測定	事業計画地敷地境界付近 4地点	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に準拠
大気質 騒音 振動	大気質・騒音・振動に係る施設関連車両の交通量	施設供用後 定常時 平日・休日各1日 24時間連続測定	事業計画地周辺の関連車両主要走行ルート沿道 2地点 (予測地点：断b、断d)	調査地点及び施設入口にてカウントもしくは搬入出記録等による集計
悪臭	悪臭 (臭気指数、特定悪臭22物質)	施設供用後 定常時 夏季1回	事業計画地敷地境界付近 4地点	「特定悪臭物質の測定の方法」及び「臭気指数の算定方法」に準拠



出典：国土地理院ウェブサイト

0 100 200 300m

—凡例—

- : 調査断面 b, d
- : 事業計画地
- : 住居等の保全物件
- - - : 事業関連車両の走行ルート
- : 調査地点(騒音・振動・低周波音・悪臭・粉じん)
- ▲ : 調査地点(騒音・振動・低周波音・悪臭)

図 4-2 現地調査地点(施設の存在・供用時)

## 5. 事後調査の結果の記載様式

事後調査の結果は、対象項目ごとに、あらかじめ定めた記載様式に記入し、その結果の検証は、対象事業の実施状況、評価の指針等を勘案して行うものとする。

該当事業が原因で環境保全上問題があると認められた場合には、適切な措置を講ずることとする。

### 5-1 工事の実施

#### 5-1-1 建設作業騒音・振動

##### (1) 記載様式

工事の実施時の建設作業騒音・振動に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-1 (1)～(2)に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-1 (1) 建設作業騒音に係る事後調査結果の記載様式例(工事の実施時)

調査日：令和 年 月 日( ) 7時～18時

調査地点	時間の区分	測定時間	騒音レベル $L_{A5}$ (dB)	
				規制基準
	昼間	7:00～8:00		85
		8:00～9:00		
		…		
		17:00～18:00		

表 5-1 (2) 建設作業振動に係る事後調査結果の記載様式例(工事の実施時)

調査日：令和 年 月 日( ) 7時～18時

調査地点	時間の区分	測定時間	振動レベル $L_{10}$ (dB)	
				規制基準
	昼間	7:00～8:00		75
		8:00～9:00		
		…		
		17:00～18:00		

##### (2) 結果の検証

工事の実施時の騒音・振動に係る事後調査結果の検証は、工事の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

## 5-1-2 道路交通騒音・振動

### (1)記載様式

工事の実施時の道路交通騒音・振動に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表5-2(1)～(2)に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表5-2(1) 道路交通騒音に係る事後調査結果の記載様式例(工事の実施時)

調査日：令和 年 月 日( ) 7時～18時

調査地点	時間の区分	測定時間	騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)	
				環境基準
	昼間	7:00～8:00		65
		8:00～9:00		
		…		
		17:00～18:00		
	昼間	7:00～8:00		65
		8:00～9:00		
		…		
		17:00～18:00		

表5-2(2) 道路交通振動に係る事後調査結果の記載様式例(工事の実施時)

調査日：令和 年 月 日( ) 7時～18時

調査地点	時間の区分	測定時間	振動レベル $L_{10}$ (dB)	
				要請限度
	昼間	7:00～8:00		70
		8:00～9:00		
		…		
		17:00～18:00		
	昼間	7:00～8:00		70
		8:00～9:00		
		…		
		17:00～18:00		

### (2)結果の検証

工事の実施時の道路交通騒音・振動に係る事後調査結果の検証は、工事の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

### 5-1-3 工事関連車両の交通量

#### (1)記載様式

工事の実施時の工事関連車両の交通量に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-3 に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-3 工事関連車両の交通量に係る事後調査結果の記載様式例（工事の実施時）

調査日：令和 年 月 日( )  
(単位：台)

時刻	断面 c		断面 d		合計
	小型車	大型車	小型車	大型車	
7:00～8:00					
8:00～9:00					
...					
16:00～17:00					
17:00～18:00					
合計					

#### (2)結果の検証

工事の実施時の工事関連車両の交通量に係る事後調査結果の検証は、工事の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

## 5-2 施設の存在・供用時

### 5-2-1 大気質

#### (1) 記載様式

施設の存在・供用時の大気質(粉じん)に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表5-4に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表5-4 粉じんに係る事後調査結果の記載様式例

調査日：令和 年 月 日( )

地点	調査時間	粉じん (mg/m <sup>3</sup> )	
		参考値	
			1.5

注)参考値は、「兵庫県条例(環境の保全と創造に関する条例)に基づく一般粉じんの規制」で示される「他の粉じん(敷地境界線上で 1.5 mg/m<sup>3</sup>)」を示す。

#### (2) 結果の検証

施設の存在・供用時の大気質に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

## 5-2-2 騒音・振動・低周波音

### (1) 記載様式

施設の存在・供用時の騒音・振動・低周波音に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表5-5(1)～(3)に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表5-5(1) 騒音に係る事後調査結果の記載様式例(施設の存在・供用時)

調査日：令和 年 月 日( ) 時～ 時

調査地点	時間の区分	測定時間	騒音レベル $L_{A5}$ (dB)	
				規制基準
	朝	6:00～7:00		65
		7:00～8:00		
	昼間	8:00～9:00		70
		・・・		
		17:00～18:00		
	夕	18:00～19:00		65
		・・・		
		20:00～21:00		
	夜間	21:00～22:00		60
		・・・		
		5:00～6:00		

表5-5(2) 振動に係る事後調査結果の記載様式例(施設の存在・供用時)

調査日：令和 年 月 日( ) 時～ 時

調査地点	時間の区分	測定時間	振動レベル $L_{10}$ (dB)	
				規制基準
	昼間	6:00～7:00		70
		・・・		
		20:00～21:00		
	夜間	21:00～22:00		65
		・・・		
		5:00～6:00		

表 5-5 (3) 低周波音に係る事後調査結果の記載様式例(施設の存在・供用時)

調査日：令和 年 月 日( ) 時～ 時

調査地点	時間の区分	低周波音 $L_{Geq}$ (dB)	
			管理値
	昼間		92
	夜間		

注 1) 時間区分は、騒音に係る環境基準の時間区分に準拠し、昼間は 6 時～22 時、夜間は 22 時～6 時とした。

注 2) 「管理値」は、「低周波音問題対応の手引書」(環境省環境管理局大気生活環境室、平成 16 年 6 月 22 日)に基づく、低周波音問題対応のための「評価指針」を示す。

## (2) 結果の検証

施設の存在・供用時の騒音・振動・低周波音に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

### 5-2-3 道路交通騒音・振動

#### (1) 記載様式

施設の供用時の道路交通騒音・振動に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表 5-6 (1)～(2)に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表 5-6 (1) 道路交通騒音に係る事後調査結果の記載様式例(施設の供用時)

調査日：令和 年 月 日( )

調査地点	時間の区分	測定時間	騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)	
				環境基準
	昼間	6:00～7:00		65
		・・・		
		21:00～22:00		
	夜間	22:00～23:00		60
		・・・		
		5:00～6:00		
	昼間	6:00～7:00		65
		・・・		
		21:00～22:00		
	夜間	22:00～23:00		60
		・・・		
		5:00～6:00		

表5-6(2) 道路交通振動に係る事後調査結果の記載様式例(施設の供用時)

調査日：令和 年 月 日( )

調査地点	時間の区分	測定時間	振動レベル $L_{10}$ (dB)	
				要請限度
	昼間	6:00～7:00		70
		・・・		
		20:00～21:00		
	夜間	21:00～22:00		65
		・・・		
		5:00～6:00		
	昼間	6:00～7:00		70
		・・・		
		20:00～21:00		
	夜間	21:00～22:00		65
		・・・		
		5:00～6:00		

## (2) 結果の検証

施設の供用時の道路交通騒音・振動に係る事後調査結果の検証は、施設の供用状況及び評価の指針を勘案して行う。

## 5-2-4 事業関連車両の交通量

### (1)記載様式

施設の存在・供用時の事業関連車両の交通量に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表5-7に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表5-7 事業関連車両の交通量に係る事後調査結果の記載様式例（施設の存在・供用時）

調査日：令和 年 月 日( )  
(単位：台)

時刻	断面 b		断面 d		合計
	小型車	大型車	小型車	大型車	
0:00～1:00					
1:00～2:00					
...					
22:00～23:00					
23:00～24:00					
合計					

### (2)結果の検証

施設の存在・供用時の事業関連車両の交通量に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

## 5-2-5 悪臭

### (1)記載様式

施設の存在・供用時の悪臭に係る事後調査の結果を取りまとめる際のデータの記載様式は、表5-8に示すとおりとする。なお、記載様式は、必要に応じて適宜見直しを行う。

表5-8 事業計画地敷地境界における悪臭の現況調査結果の記載様式例（施設の存在・供用時）

調査日：令和 年 月 日( )

測定項目	単位	事業計画地 敷地境界				規制基準値
		地点① (北側)	地点② (東側)	地点③ (南側)	地点④ (西側)	
現地調査記録	天候	-				
	気温	°C				
	湿度	%				
	風向	-				
	風速	m/s				
	気圧	hPa				
	臭気強度	-				
特定悪臭物質	臭質	-				
	アンモニア	ppm				1
	メチルメルカプタン	ppm				0.002
	硫化水素	ppm				0.02
	硫化メチル	ppm				0.01
	二硫化メチル	ppm				0.009
	トリメチルアミン	ppm				0.005
	アセトアルデヒド	ppm				0.05
	プロピオンアルデヒド	ppm				0.05
	ノルマルプチルアルデヒド	ppm				0.009
	イソブチルアルデヒド	ppm				0.02
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm				0.009
	イソバレルアルデヒド	ppm				0.003
	イソブタノール	ppm				0.9
	酢酸エチル	ppm				3
	メチルイソブチルケトン	ppm				1
	トルエン	ppm				10
	スチレン	ppm				0.4
	キシレン	ppm				1
	プロピオン酸	ppm				0.03
	ノルマル酪酸	ppm				0.001
	ノルマル吉草酸	ppm				0.0009
	イソ吉草酸	ppm				0.001
臭気指数		ppm				-

### (2)結果の検証

施設の存在・供用時の悪臭に係る事後調査結果の検証は、対象事業の実施状況及び評価の指針を勘案して行う。

## 6. 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書は事後調査の項目ごとに記載することとし、提出時期は、表6-1に示すとおり、調査の実施月の翌月末に提出することとする。また、毎年、環境保全対策の実施状況及び知事意見に対する事業者等の見解についての実施状況を報告することとする。

事後調査の結果は、対象項目ごとに、「5. 事後調査の結果の記載様式」に示した記載様式例に記入し、その結果の検証は、対象事業の実施状況、評価の指針等を勘案して行うものとする。

表6-1 事後調査報告書の提出時期

分類	調査項目	提出時期
工事の実施時	騒音、振動、大気質・騒音・振動(工事関連車両交通量)	調査実施月の翌月末
	環境保全対策の実施状況及び知事意見に対する事業者等の見解についての実施状況	調査翌年度の4月末
施設の存在・供用時	大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、大気質・騒音・振動(事業関連車両交通量)	調査実施月の翌月末
	環境保全対策の実施状況及び知事意見に対する事業者等の見解についての実施状況	調査翌年度の4月末

## 参考資料 (変更の概要)



## 【評価書からの事業計画等の主な変更点】

主な変更点は、表1～表4に示すとおりである。

表1 評価書からの主な変更点

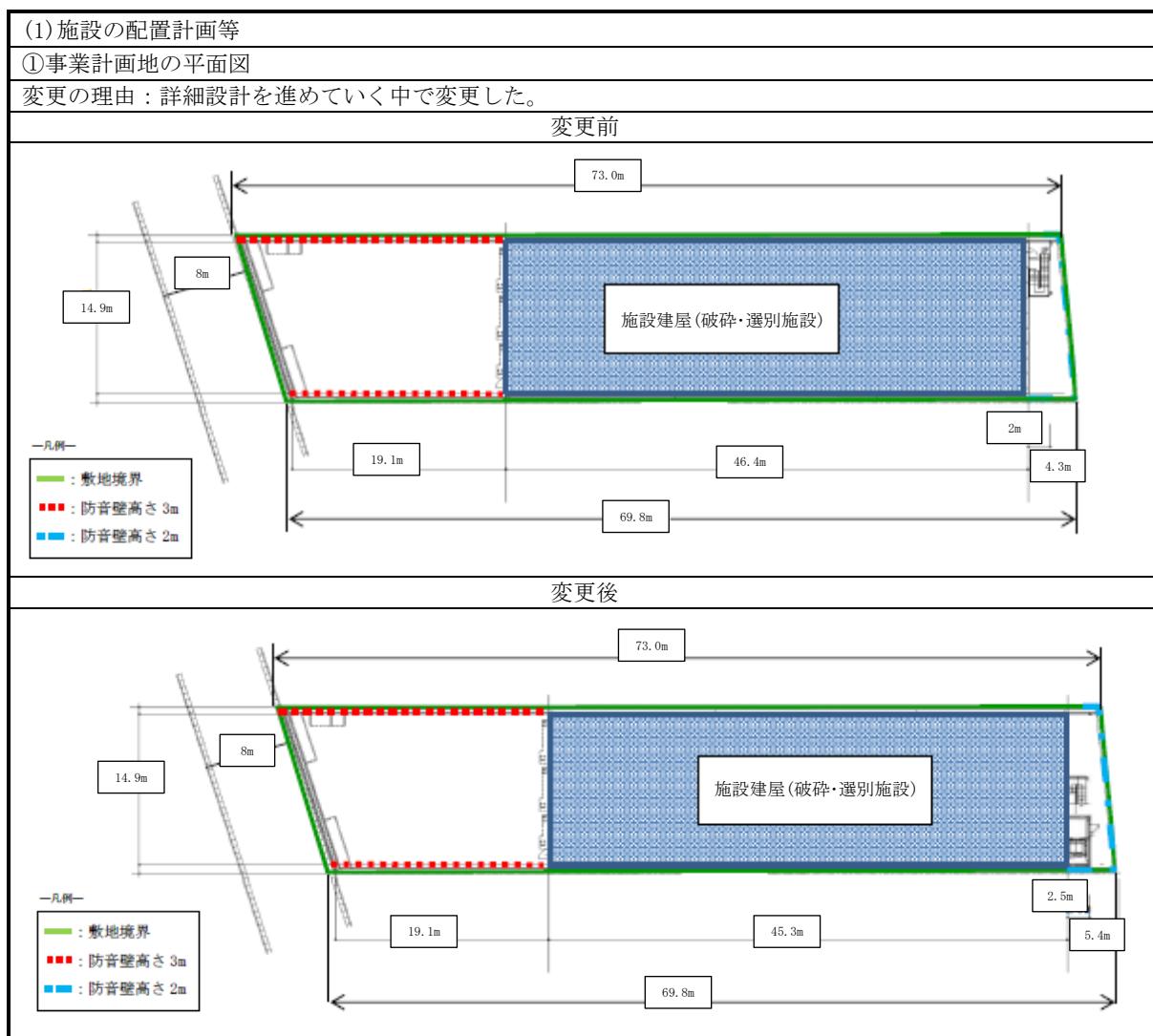
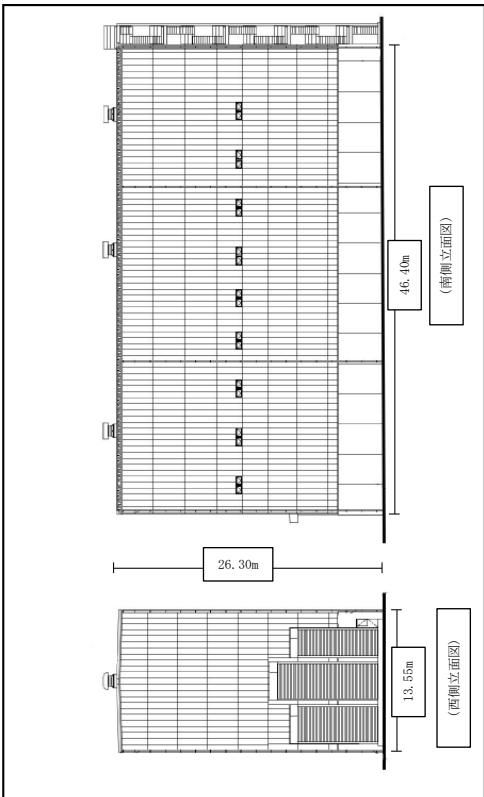
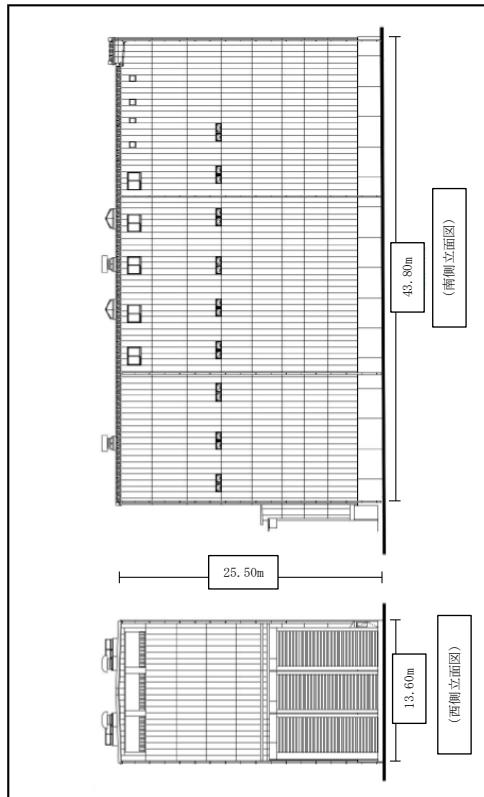


表2 評価書からの主な変更点

②施設建屋立面図(西・南立面)

変更の理由：消防法関係の行政指導及び詳細設計を進めていく中で変更した。

変更前	変更後
 <p>46.40m (南側立面図)</p> <p>26.30m</p> <p>13.55m (西側立面図)</p>	 <p>43.80m (南側立面図)</p> <p>25.50m</p> <p>13.60m (西側立面図)</p>

③施設建屋立面図(東・北立面)

変更の理由：消防法関係の行政指導及び詳細設計を進めていく中で変更した。

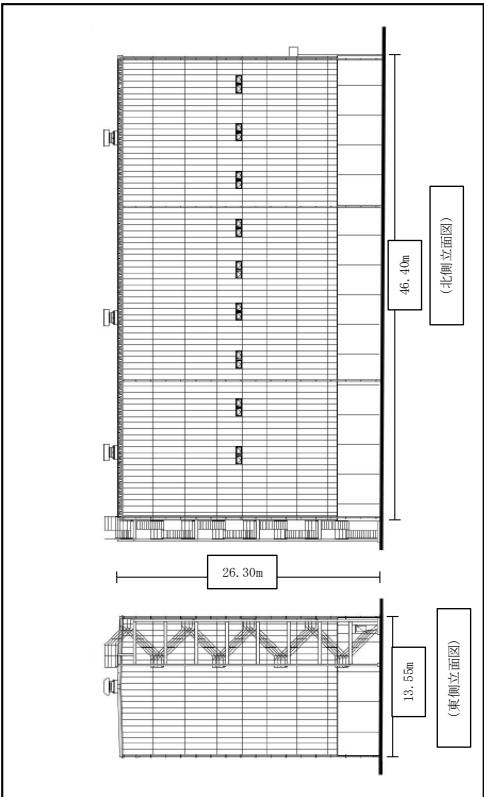
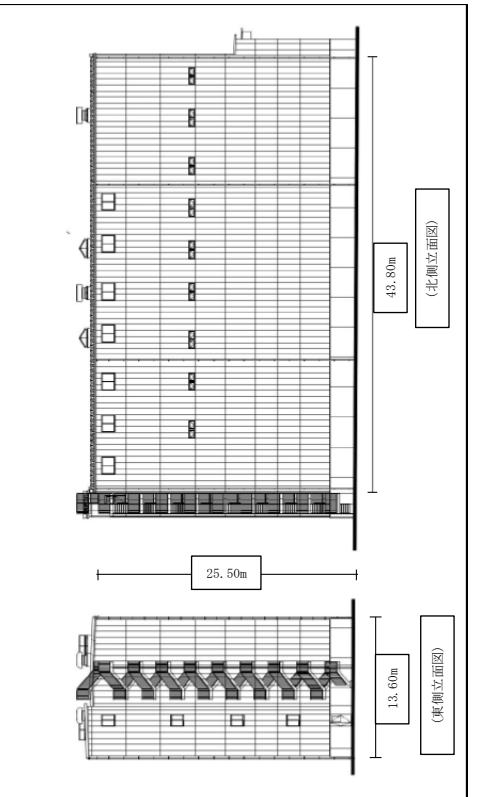
変更前	変更後
 <p>46.40m (北側立面図)</p> <p>26.30m</p> <p>13.55m (東側立面図)</p>	 <p>43.80m (北側立面図)</p> <p>25.50m</p> <p>13.60m (東側立面図)</p>

表3 評価書からの主な変更点

(2)設備計画

①施設の設備概要

変更の理由：機器メーカー都合による機器変更及び詳細設計を進めていく中で変更した。

変更前				変更後			
番号	設備名	規格	台数	番号	設備名	規格	台数
1	グリズリフィーダー	5.5kW×4台	1	1	グリズリフィーダー	5.5kW	1
2	解砕機(A)	7.5kW×2台	1	2	解砕機(A)	7.5kW×2台	1
3	クリーニングドラム	60kW	3	3	クリーニングドラム	18.5kW	3
4	風力選別機	15kW	1	4	風力選別機 A	2.7kW	3
5	光学式選別機 A	7.5kW	1	5	光学式選別機 A	6.0kW	1
6	振動フリイ機	0.75kW×2台	1	6	振動フリイ機 A	4.8kW×2台	1
7	解砕機(B)	2.2kW×2台	1	7	解砕機(B)	2.2kW×2台	1
8	光学式選別機 B	7.5kW	4	8	光学式選別機 B	6.0kW	3
9	アルミ選別機 A	1.5kW + 5.5kW	1	9	風力選別機 B	9.0kW	1
10	振動フィーダーA	1.2kW×2台	1	10	振動フィーダーA	1.2kW×2台	1
11	振動フィーダーB	0.4kW×2台	5	11	振動フィーダーB	0.4kW×2台	1
12	光学式選別機 C	3.3kW	1	12	光学式選別機 C	6.0kW	1
13	光学式選別機 D	3.3kW	4	13	光学式選別機 D	6.0kW	6
14	光学式選別機 E	3.3kW	4	14	光学式選別機 E	6.0kW	2
15	サイクロン式集塵機	1.5kW	1	15	サイクロン	11kW	1
16	バグフィルター式集塵機 A	22kW	1	16	集塵機 A	22kW	3
17	アルミ選別機 B	2.2kW + 7.5kW	1	17	アルミ選別機	2.2kW + 7.5kW	1
18	バグフィルター式集塵機 B	7.5kW + 0.4kW	7	18	集塵機 B	7.5kW + 0.4kW	3
19	バグフィルター式集塵機 C	15kW + 0.4kW	4	19	集塵機 C	11kW + 0.4kW	4
20	振動フィーダーC	0.75kW×2台	10	20	振動フィーダーC	0.75kW×2台	30
21	振動フィーダーD	0.25kW×2台	4	21	振動フィーダーD	1.5kW×2台	2
22	バグフィルター式集塵機 D	5.5kW + 0.4kW	3	22	コンプレッサー	75kW	2
23	コンプレッサーA	11kW 1700L/min	12	23	振動フリイ機 B	3.7kW×2台	1
24	コンプレッサーB	5.5kW 720L/min	3	24	振動フリイ機 C	5.5kW×2台	1

(2)設備機器の位置(平面図)

変更の理由：機器メーカー都合による機器変更及び詳細設計を進めていく中で変更した。

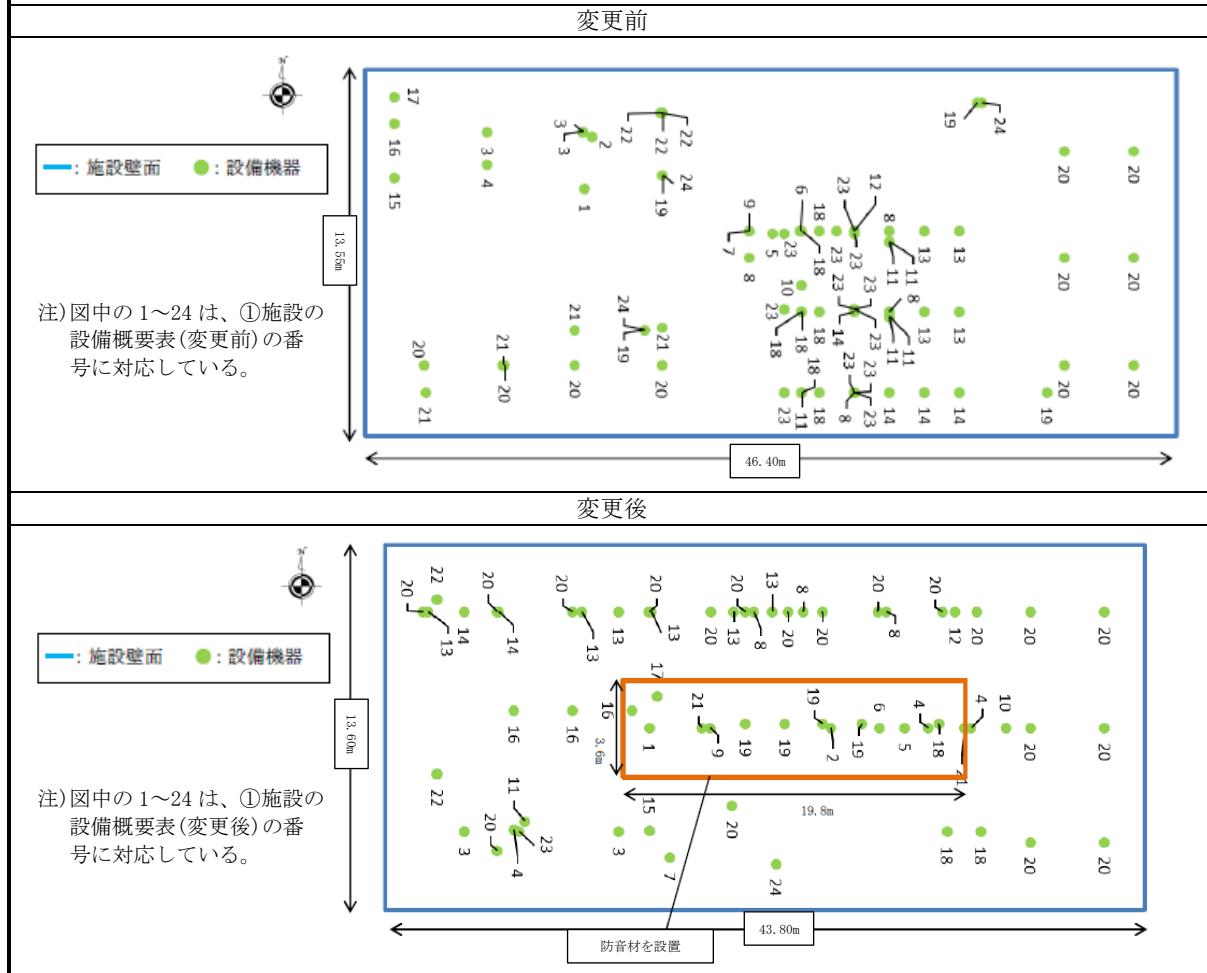


表4 評価書からの主な変更点

(2)設備機器の位置(平面図)

変更の理由: 機器メーカー都合による機器変更及び詳細設計を進めていく中で変更した。

